

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎ 058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 尾 藤 賢 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 1 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 8 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 1 日 午前 10 時 30 分 場 所 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 29 日 午後 0 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 12 日から当庁執行係書記官室（1 階）に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 羽島郡笠松町門間字村中 |
| | 地 番 | 1 4 8 0 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 4. 8 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽島郡笠松町門間字村中 1 4 8 0 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 4 8 0 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金・亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 1. 7 6 平方メートル
2 階 5 5. 4 2 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 6月19日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 尾 藤 賢 二

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

地番1480番9及び1480番8を承役地とする地役権設定登記がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 羽島郡笠松町門間字村中 |
| | 地 番 | 1 4 8 0 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 4 . 8 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 羽島郡笠松町門間字村中 1 4 8 0 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 4 8 0 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金・亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 1 . 7 6 平方メートル
2 階 5 5 . 4 2 平方メートル |



令和8年（ケ）第50号
令和8年5月1日受理
令和8年6月5日提出

現況調査報告書

岐阜地方裁判所

執行官 恒 川 進

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 羽島郡笠松町門間字村中
地 番 1480番1
地 目 宅地
地 積 244.89平方メートル
- 2 所 在 羽島郡笠松町門間字村中1480番地1
家屋 番号 1480番1
種 類 居宅
構 造 木造合金・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 51.76平方メートル
2階 55.42平方メートル

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	(住居表示未実施)					
土地	物件1					
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)					
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □法第14条第1項地図のとおり					
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に、下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり					
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は、「目的外建物の概況」のとおり)					
その他の事項						
建物	物件2					
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:					
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:					
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を住居として使用し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり					
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)					
その他の事項						
執行官保管の仮処分	■ない □ □ある □ 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日					
土地建物の位置関係	□建物間取図(概略)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (所有者)	1 物件2建物は、私と家族が居住しています。第三者に貸している部分はありません。 2 物件2建物は、未登記増築部分及び雨漏りする箇所はありません。また、同建物内で猫を1匹飼っています。 3 物件2建物の太陽光パネル（以下「SP」という。）は、屋根の上に架台を設置し、その上に接合されています。SPは、私が同建物を購入した直後に設置しました。なお、SPの設置費用等の借入残債務があります。 4 物件1土地の東側隣地（地番1480番9，1480番8）の各土地の通行利用に関して同土地所有者らに対し通行料等名目で金銭の支払いはしていませんし、請求されたことはありません。 5 物件1土地は、境界で問題になったことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見



- 1 物件1, 2土地建物の状況は, 別紙土地建物位置関係図, 建物間取図及び添付写真のとおりであり, 同土地の北側の一部分が水路を介して市道(門間永池3号線)に接する土地で, 同土地上に物件2建物が建てられている。なお, 物件1土地には, 土地定着性の認められない物置(動産)が存在する。
- 2 物件2建物の占有状況は, 関係人の陳述及びその他現認した状況から, 所有者が居宅として占有しているものと認めた。なお, 第三者が占有する状況は認められない。
- 3 物件2建物にはSPが設置され, 同建物内にパワーコンディショナーが存在すること及びそれらの設置状況から総合勘案すると, 取外しには過大な費用が掛かることが予想されることから, 同建物に符合しているものと思料される。
- 4 物件1土地の東側隣地(地番1480番9, 1480番8)の通行に関しては, 各土地には地役権が設定されていることから, 同土地所有者らと協議することが必要であるものと思料する。(写真9参照)
- 5 物件1土地の境界については, 同土地に関する地積測量図が存在すること, 関係人の陳述及びその他現認した同土地の形状, 隣地や道路との境界付近の状況から, 概ね明らかになっているものと思料する。
- 6 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年5月7日(木) 14:35-14:45	岐阜地方法務局	公図等の写し, 土地建物登記事項証明書申請
8年5月7日(木) 15:35-15:55	目的物件所在地	目的物件確認, 調査, 外観写真撮影
8年6月2日(火) 14:45-15:25	目的物件所在地	目的物件確認, 調査 室内立入調査・写真撮影 (評価人同行) 所有者から事情聴取

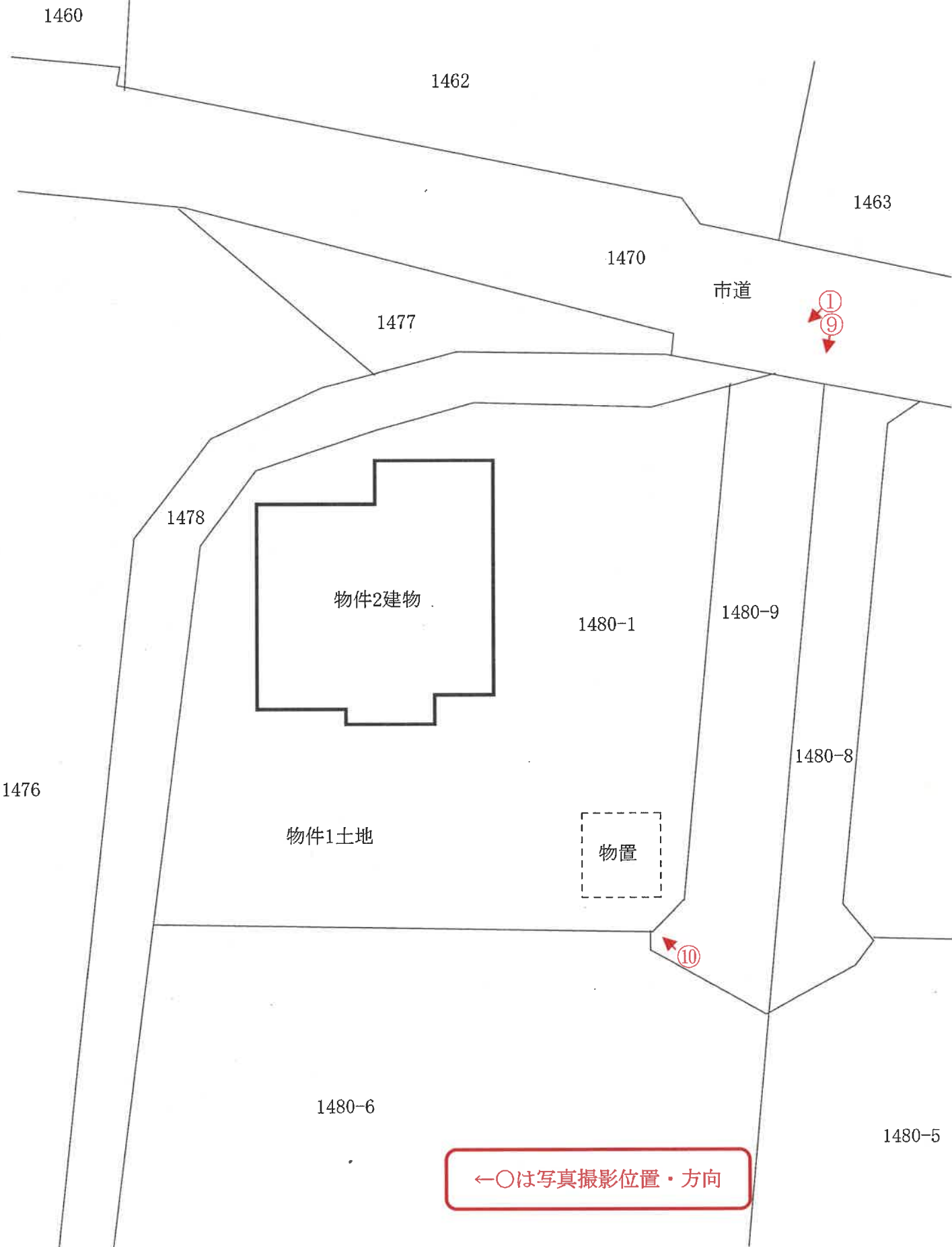
(特記事項)
☒ 令和8年6月2日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
☐

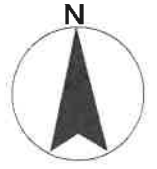
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図(概略)



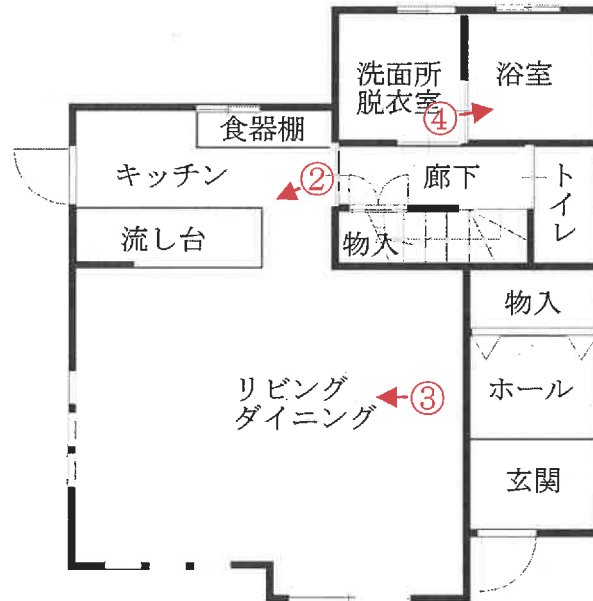
←○は写真撮影位置・方向

建物間取図(概略)

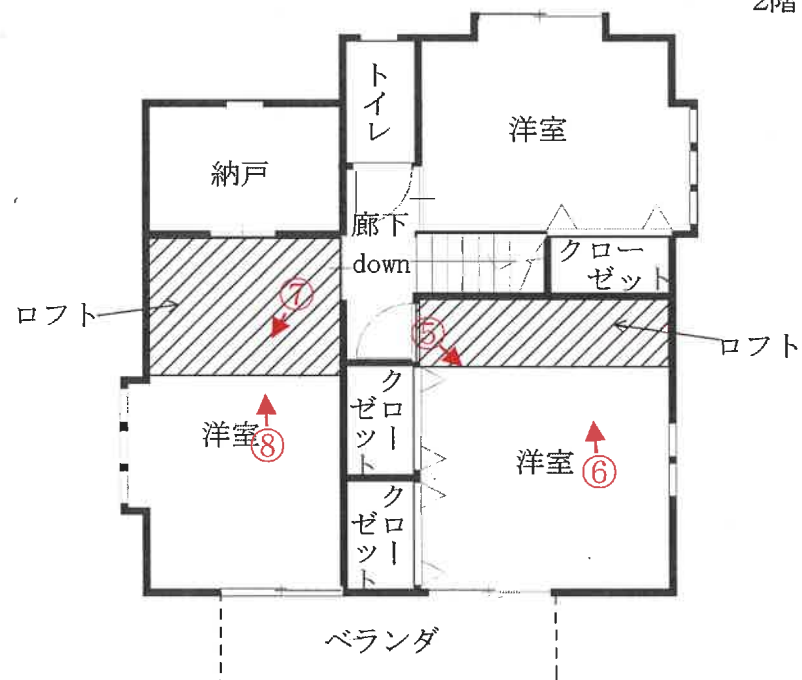


物件2

1階



2階



←○は写真撮影位置・方向

写真 1

物置（動産）

物件 2 建物



物件 1 土地

写真 2

物件 2 建物

1 階室内



写真3

物件2建物

1階室内

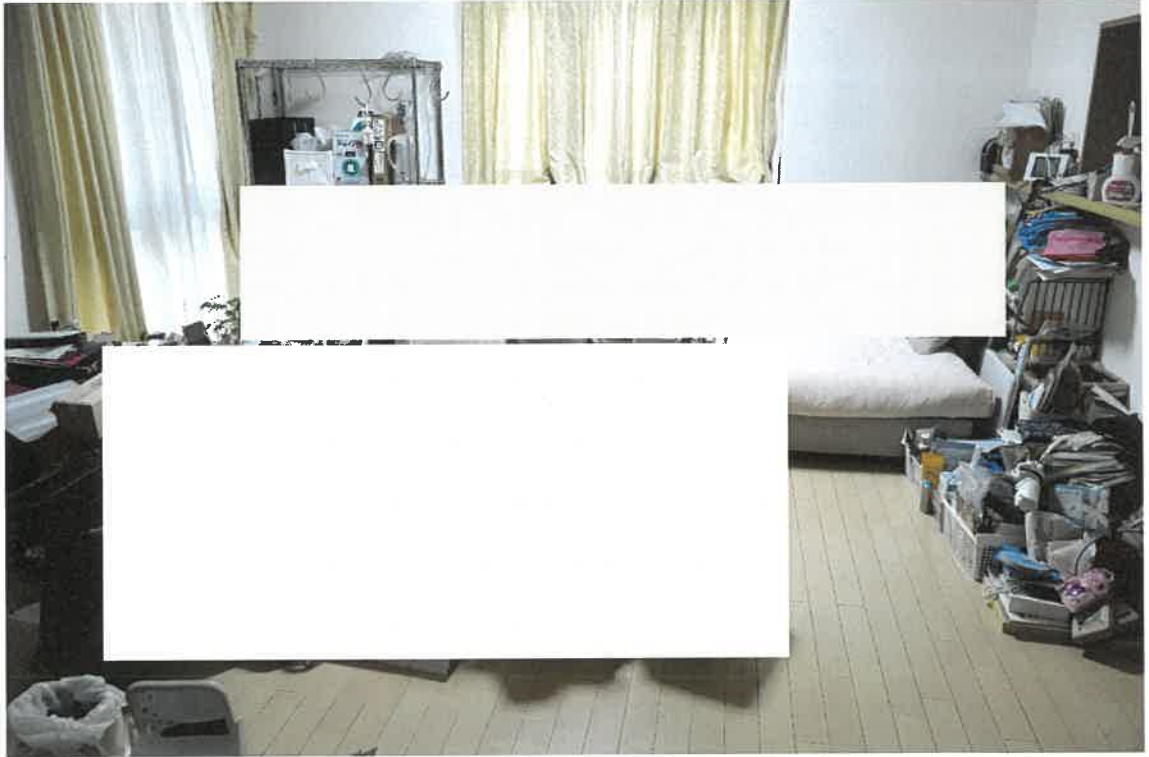


写真4

物件2建物

1階室内



写真5

物件2 建物

2階室内



写真6

物件2 建物

2階室内

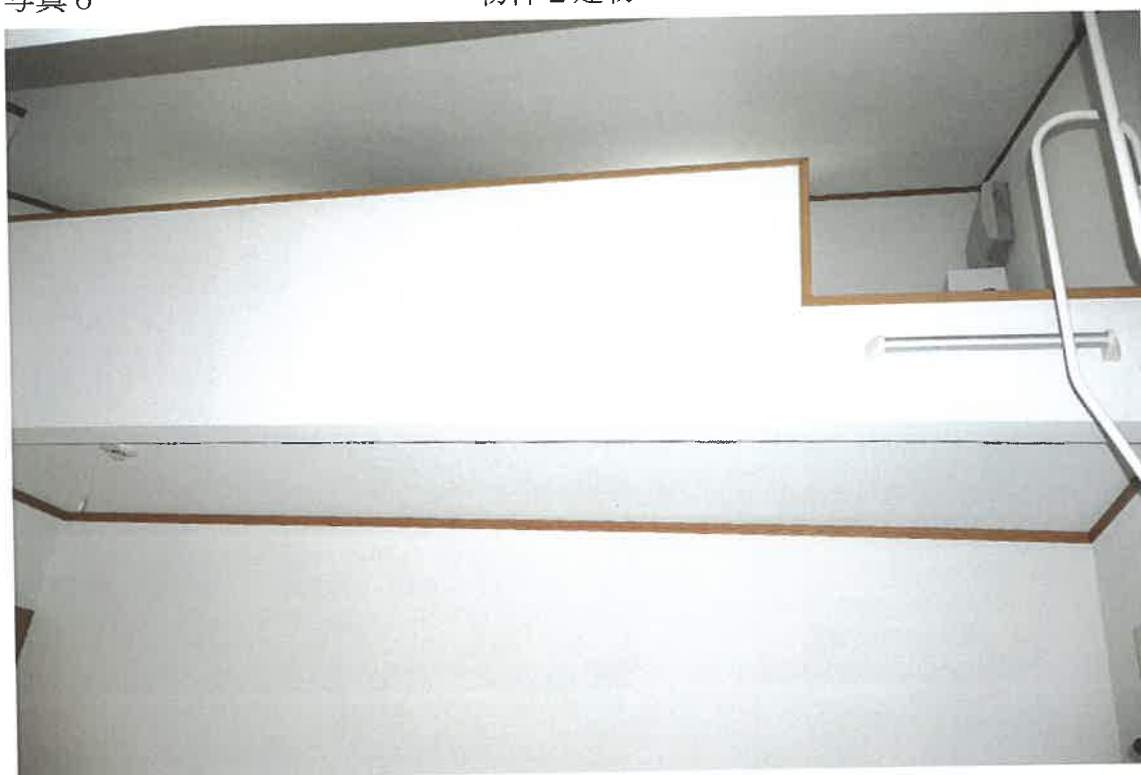


写真 7

物件 3 建物

2 階室内



写真 8

物件 3 建物

2 階室内



写真9 物件1土地の東側隣地（地番1480番9，1480番8）の状況

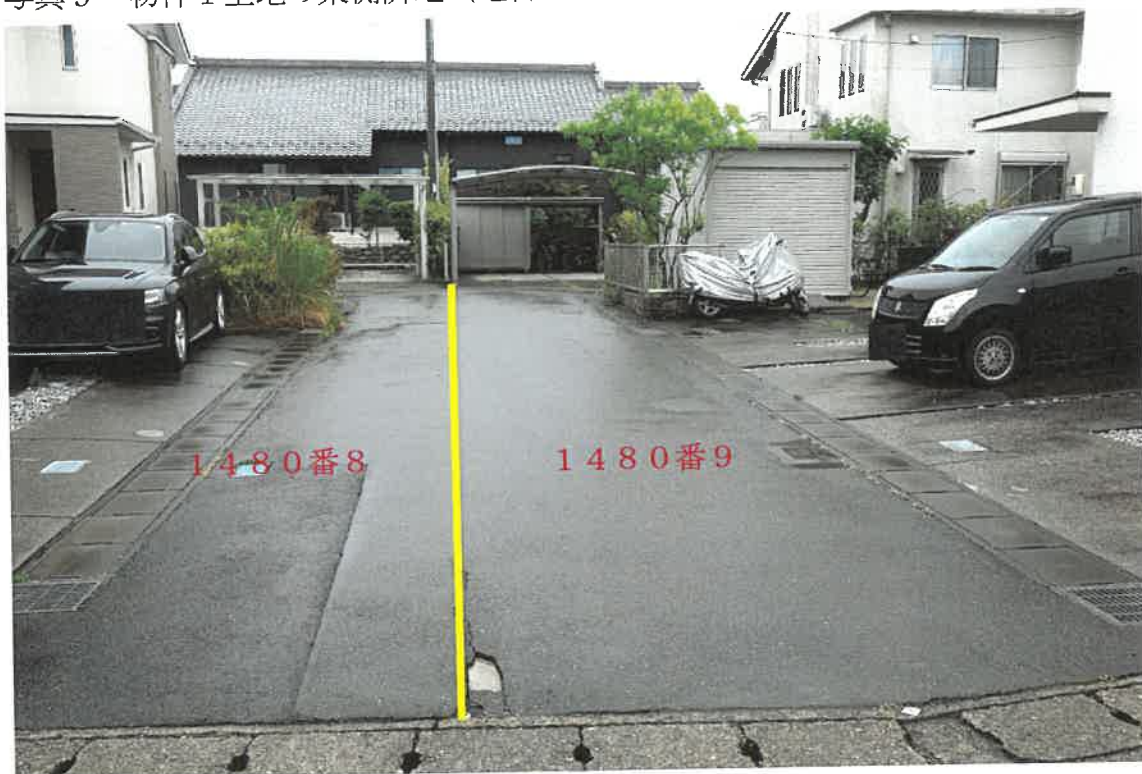


写真10

太陽光パネルの設置状況



令和8年(ケ)第50号

令和8年6月2日

現地調査

令和8年6月9日

評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号 KO競第226407号

発行日付 令和8年6月10日

評 価 人 不動産鑑定士

片山 恵津子

第1 評価額

一 括 価 格	
金 9,250,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1(土地)	金 1,930,000 円
物件 2(建物)	金 7,320,000 円

- ① 一括価格は、物件[1、2]の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件[1]の内訳価格は、物件[2]の土地利用権等価格を控除した価格であり、物件[2]の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- ① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約
(売主の協力が得られないことが常態であること、
買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、
引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、
目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)
等の特殊性を反映させた価格とする。
- ② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- ③ 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- ④ 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件 (土地)

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	羽島郡笠松町門間字村中	左記にほぼ同じ。
	地 番	1480番1	
	地 目	宅地	
	地 積	244.89㎡	

第3 目的物件 (建物)

番号	所在等	登 記	現 況
2	所 在	羽島郡笠松町門間字村中1480番地1	左記にはぼ同じ。
	家屋番号	1480番1 主建物	
	種 類	居宅	
	構 造	木造合金・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	
	床面積	1 階	
		2 階	
		3階他計	
		延面積	
		51.76㎡	
		55.42㎡	
		107.18㎡	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
※交通施設の方位は、施設からの 方角で八方位表示である。	名鉄	竹鼻線	柳津	南西方	1,300m
付 近 の 状 況	一般住宅のほか農地等も混在する地域				
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を 考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		市街化調整区域		
	用 途 地 域		用途地域指定無し		
	指 定 建 蔽 率		60%		
	指 定 容 積 率		200%		
	防 火 規 制		特になし		
画 地 条 件	そ の 他 の 規 制		宅地造成等工事規制区域		
	地	積	244.89㎡		
	間	口	約2m		
	奥	行	約16m		
接 面 道 路 の 状 況	形		状		
	物件1土地は水路を介在して、北側幅員約4.9mの舗装町道(門間 長池3号線 建築基準法42条1項1号に該当)にほぼ等高で接面す る。				
土 地 の 利 用 状 況 及 び 隣 地 の 状 況 等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。隣地は、住 宅等の利用状況である。				
供 給 処 理 施 設	上水道	■あり □引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)			
	ガス配管	□あり □引込可 ■なし □不明(特記事項のとおり)			
	下水道	□あり ■引込可 □なし □不明(特記事項のとおり)			
特 記 事 項	・土壤汚染の可能性について調査したところ、土壤汚染対策法の有 害物質使用特定施設には該当せず、水質汚濁防止法に規定する 特定施設の届出はない。過去の住宅地図等から、土壤汚染の蓋然 性が認められる土地利用の形跡は認められない。土壤汚染の可能 性は低いものと思料するが、専門調査機関による調査を行っていな いため、詳細は不明である。 ・笠松町教育文化課によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当し ないとのことである。 ・物件1土地の東側隣地(1480番9、1480番8)の通行に関しては、各 土地には地役権が設定されていることから、同土地所有者らと協議 することが必要であるものと思料する。 ・物件1土地は線引き前宅地の要件を満たす土地である。(西濃建 築事務所) ・物件1土地上に物置(動産)がある。 ・下水は浄化槽を利用している。				

2 建物の概況・利用状況等

物件番号等	物件番号	2
	区分	主建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記)	平成25年4月12日
	経過年数	13.2年
	経済的残存耐用 年数	16.8年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	合金・亜鉛メッキ鋼板ぶき
	外 壁	サイディング
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング等
	設 備	電気・給排水・衛生等
	そ の 他	オール電化・太陽光パネル
床面積(現況)	現 況	107.18㎡
	増 改 築 の 有 無	増築はない
現況用途等	階 層	2階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添「建物間取図」のとおり
	総 合	普通
建物の品等	使 用 資 材	普通
	施 工	普通
保守管理の状態		普通
建物の利用状況		詳細は現況調査報告書参照
特 記 事 項		・登記簿によれば新耐震基準(昭和56年)以降に建築された建物である。 ・猫が飼育されている。 (※建築時点は公簿記載の建築年次である)

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件 1 (土 地)

物件 1 の建付地価格を算出する。上記目的物件の更地価格を算出し、これに必要に応じて建付減価を行い、建付地価格を求めた。

物 件 番 号	標 準 価 格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建 付 減 価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	27,900	85.5%	244.89	100.0%	5,842,000

ア 標準価格(公示価格からの規準等)

地価調査 笠松(県)-1

公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
28,500 (円/㎡)	99.0 × 100.0	100.0 × 101.0	100.0 × 100.0	27,900 (円/㎡)

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:公示地等標準的画地との要因格差である。(各要因格差の相乗値)

画地条件	街路条件	接近条件	環境条件他	(相乗計)
1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	101.0%

◇地域格差:地価水準に係る要因格差である。(各要因格差の相乗値)

街路条件	接近条件	環境条件	行政条件他	(相乗計)
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

イ 個別格差:標準的画地との要因格差である。

規模・形状	間口・奥行	方位・高低差	接面街路他	(相乗計)
0%	-5%	0%	-10%	85.5%

ウ 地積:登記簿記載数量

エ 建付減価補正率:最有効使用からの乖離を考慮。

② 物件 2 (建 物)

目的建物の再調達単価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物 件 番 号	再調達単価 (円/㎡) ア	延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ＝エ
2	190,000	107.18	47.0%	9,571,000
償却後残価率	定率法現価率	定額法現価率	観察法現価率	採用現価率
5.0%	26.8%	58.2%	47.0%	47.0%
経過年数	13.2年	経済的残存耐用年数	16.8年	

ア 再調達単価： 標準的な再建築費(単価)である。

イ 延床面積： 現況延床面積は登記簿記載面積

ウ 現価率： 定率法現価率＝残価率[累乗](経過年数/経済的耐用年数)

定額法現価率＝1-(1-残価率)×(経過年数/経済的耐用年数)

観察法現価率＝対象不動産の機能、維持管理、補修状況等を実態調査の上で判定する。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、必要に応じて占有減価、市場性修正を行い、かつ競売市場修正を施して、下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) 1①オ ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	5,842,000	45.0%	法定地上権	2,629,000

イ 土地利用権等割合

土地利用権等及びその割合を、地域の特性、本件建物の構造・種類等から上記の通り査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) 1①オ、1②エ ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算(円) 2①ウ イ	占有減価 率 ウ	市場性修 正率 エ	競売市場 修正率 オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	5,842,000	-2,629,000	100.0%	100.0%	60.0%	1,930,000
2	9,571,000	2,629,000	100.0%	100.0%	60.0%	7,320,000
一括価格(合計)						9,250,000

ウ 占有減価率

補正の必要性は認められない。

エ 市場性修正率 100%

本件の場合は、特段の市場性修正は不要と認める。

オ 競売市場修正率 60%

第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮の上、競売市場性修正率を判定する。

第6 参考価格資料

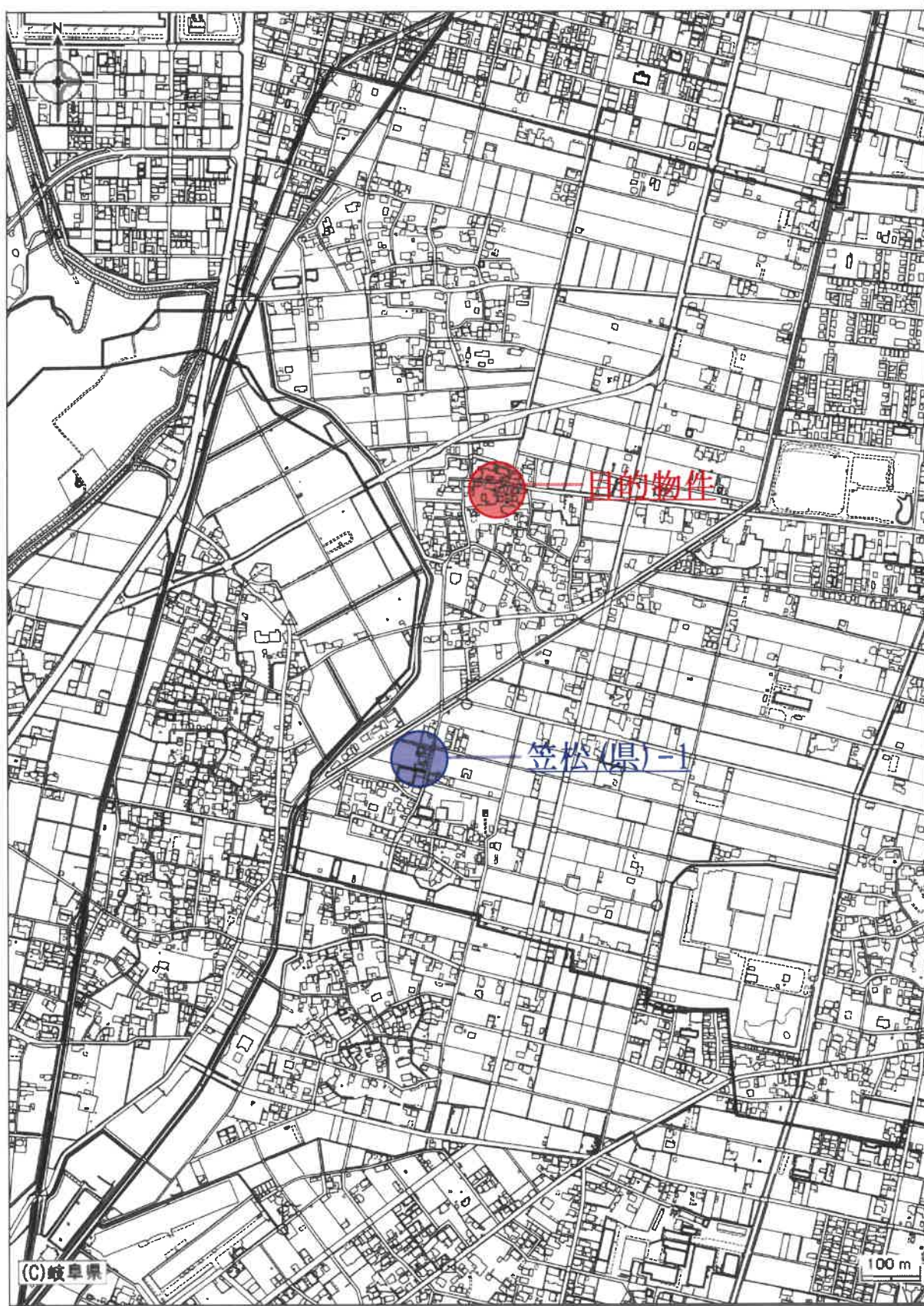
地価調査	笠松(県)-1
(所 在)	羽島郡笠松町門真字村前1793番
(価 格)	28,500 円/㎡
(位 置)	柳津駅の南1.8km(道路距離)に位置する。
(価格時点)	令和7年7月1日
(地 積)	314 ㎡
(供給処理)	水道
(接面街路)	東5m町道
(用途指定等)	市街化調整区域(指定建ぺい率60%,指定容積率200%)
(地域の概要)	農地の中に一般住宅、農家住宅のほか工場も混在する住宅地域

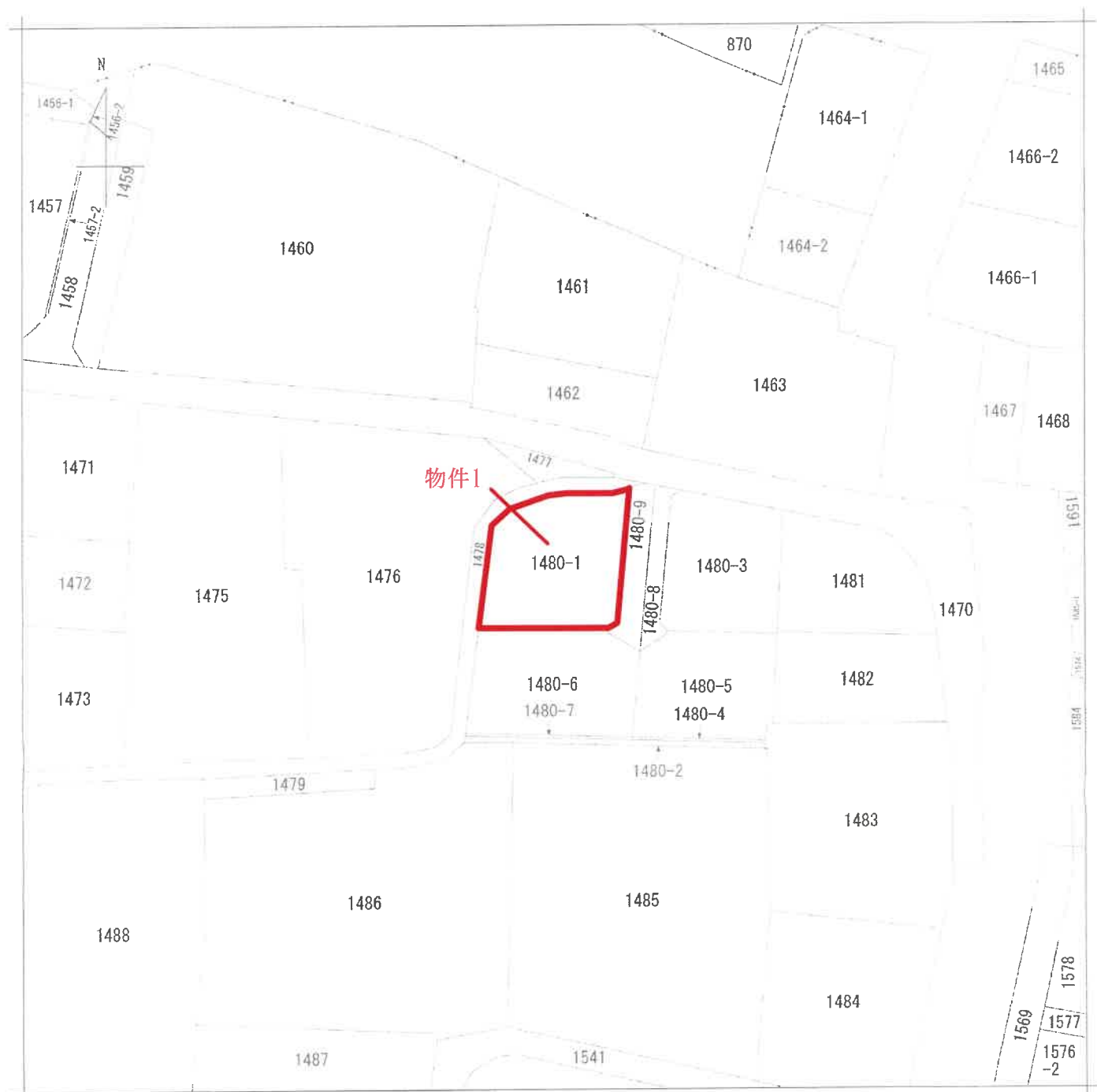
第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 建物間取図(概略)
- 7 写真

以 上

位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

門間

A 門間
B 門間

請求部分	所在	羽島郡笠松町門間字村中				地番	1480番1			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和60年11月6日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年5月7日
岐阜地方法務局

請求番号：33-1
(1/1)

登記官

A 3 → A 4 に縮小

公用

登記年月日：平成24年3月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月7日 岐阜地方方法務局

製品情報

请求番号：33-2

 $(1/2)$

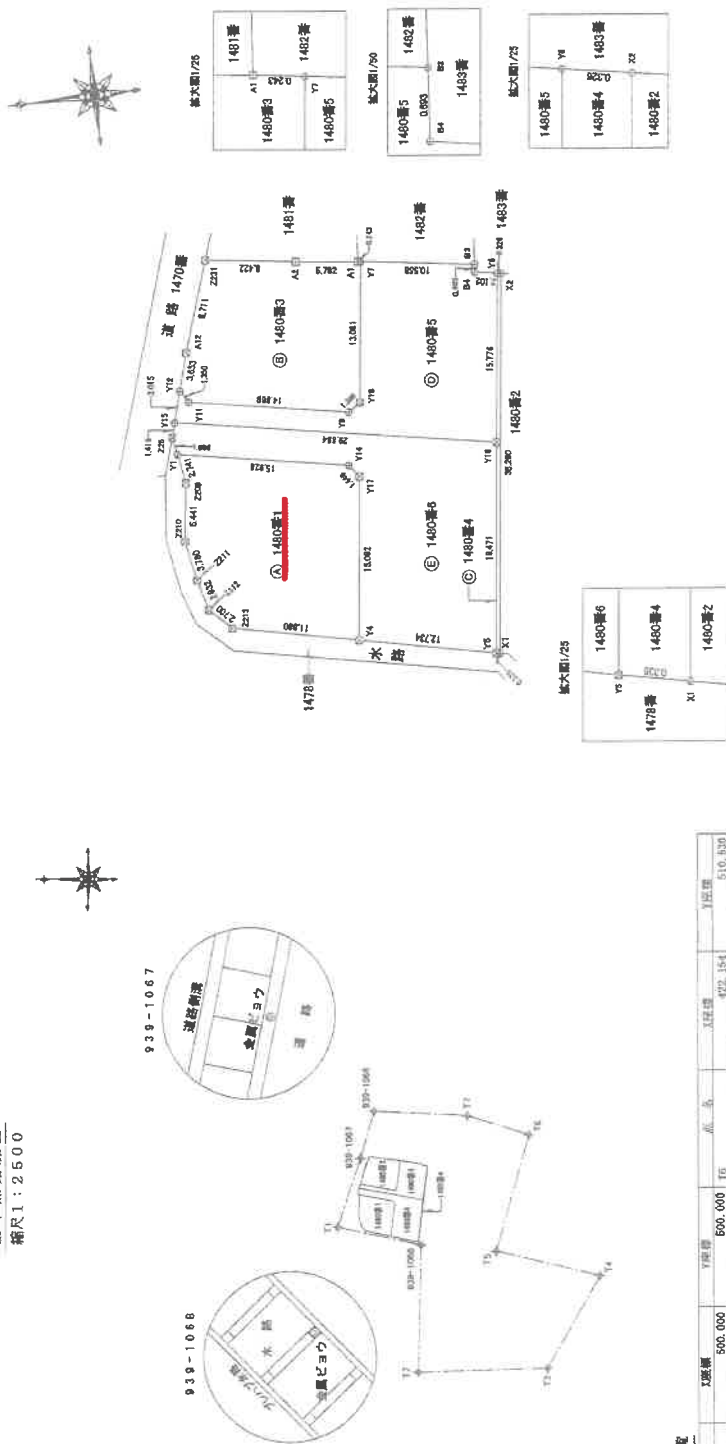
A3→A4に縮小

土地積測量圖

1480番1,
1480番3乃至1480番6

羽島郡笠松町間字村中

基准点路缘图
缩尺1:2500

[illegible]

凡例	
コンクリート製	
ブラスカープ製	
鋼製	
木製	
金属プレート	
鋼製	
針製	

測地系	任意座標系
測量年月日	平成24年 3月 6日

著者

人
類
史

縮尺 1/500

登記年月日：平成24年3月28日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年5月7日 岐阜地方方法務局 登記官

1480番1,
1480番3乃至1480番6

土地の所在
羽島郡笠松町門間字村中

土地の所在
羽島郡笠松町門間字村中

求 積 表

地 番 ① 1480番5				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
Y15	500.685	486.073	-8.600	-4355.822500
Y16	471.321	480.471	10.063	4738.190613
Y6	459.370	496.126	16.039	7528.225430
B4	471.436	496.510	1.074	506.322264
B3	471.372	497.200	2.286	1077.558392
Y7	481.809	498.786	-11.385	-5485.395466
Y18	483.424	485.815	-13.766	-6654.814784
Y9	484.542	485.030	2.006	971.991252
Y11	499.147	487.821	3.941	1967.138327
Y12	499.864	486.971	-1.748	-873.744792
合 計				-480.353863
合 計 面 積				240.17 m ²

地 番 ② 1480番6				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
Y1	500.789	483.038	-4.657	-2332.174373
Y14	485.143	480.053	-4.158	-2017.224594
Y17	484.293	478.880	-16.149	-7820.847857
Y4	486.161	463.804	-17.731	-8620.120691
Y5	478.729	461.149	16.567	7848.268343
Y16	471.821	480.471	24.924	11747.204904
Y15	500.685	486.073	4.239	2122.403716
Z25	501.076	484.710	-3.035	-1520.765600
合 計				-593.256313
合 計 面 積				286.6281565 m ²

総合計面積 1006.3048800 m²

地 番 ③ 1480番1				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
Y1	500.789	483.038	0.284	142.224076
Z209	500.326	480.337	-8.096	-4080.639296
Z210	501.030	474.942	-9.121	-4569.894630
Z211	500.396	471.216	-6.561	-3283.098156
Z212	499.849	468.381	-4.746	-2371.334164
Y4	487.741	466.470	-4.477	-2228.366457
Y17	484.293	478.880	12.410	6033.258010
Y14	485.143	480.053	4.158	2017.224594
合 計				-459.798358
合 計 面 積				244.8991780 m ²

地 番 ④ 1480番3				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
Y12	498.884	488.971	-4.662	-2330.319348
Y11	499.147	487.821	-3.941	-1967.138327
Y9	484.642	485.030	-2.006	-971.991252
Y18	483.424	485.815	13.766	6654.814784
Y7	481.809	498.786	13.018	6272.189562
A1	482.048	498.833	0.747	360.090603
A2	487.797	499.548	1.927	939.884819
Z231	496.131	500.760	-7.060	-3502.884860
A12	498.847	482.483	-11.789	-5880.907283
合 計				-426.861302
合 計 面 積				212.9805610 m ²

地 番 ⑤ 1480番4				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})
Y5	473.729	461.149	-19.394	-9187.500226
X1	473.402	461.077	34.918	16530.251036
X2	469.049	496.067	35.049	16439.698401
Y6	469.370	496.126	-16.596	-7320.294520
Y16	471.321	480.471	-34.977	-16465.394617
合 計				-23.239926
合 計 面 積				11.6189430 m ²

作製者

申請人

縮尺

登記年月日：平成25年6月12日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月7日 岐阜地方法務局

登記官

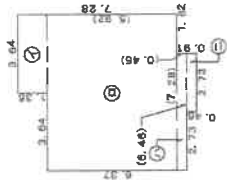
建物図面

各階平面図

家屋番号 1480番1

建物の所在 羽島郡笠松町門間字村中1480番地1

1 階

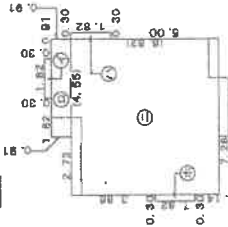


求積表

①	3.64	×	1.35	=	4.9104
②	7.28	×	5.82	=	42.3676
③	5.46	×	0.45	=	2.4570
④	2.73	×	0.45	=	1.2285
計					51.7635

床面積 51.76 ㎡

2 階



求積表

①	1.82	×	0.30	=	0.5460
②	4.86	×	0.91	=	4.4166
③	0.30	×	1.82	=	0.5460
④	7.28	×	5.82	=	42.3676
⑤	0.30	×	1.82	=	0.5460
計					58.5282

床面積 58.52 ㎡



1470番 道路

1480番9

1478番 水路

1480番1

1480番8

作成者

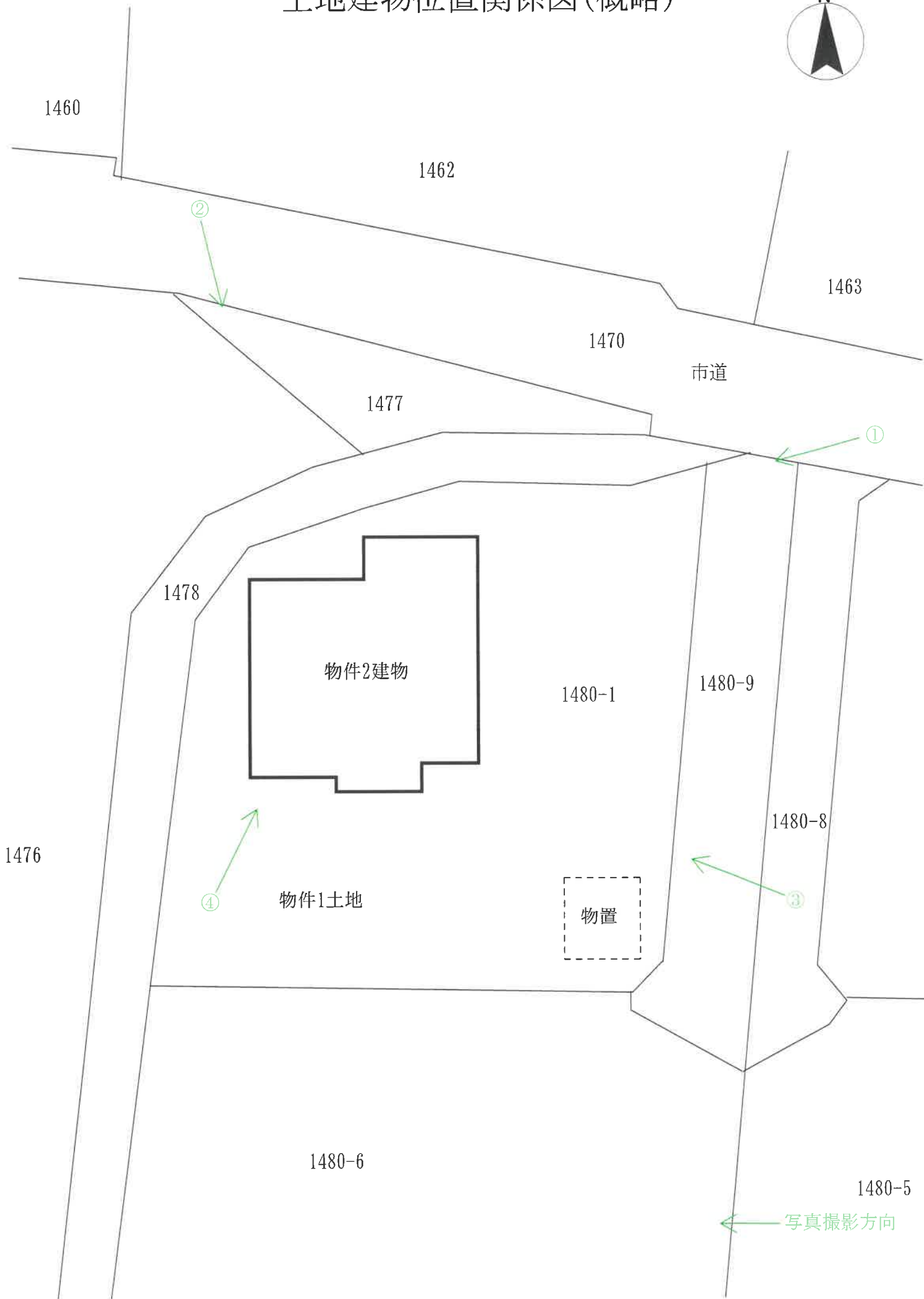
縮尺 1/250

申請人

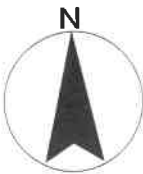
縮尺 1/500

(岐阜県土地家屋調査士会)

土地建物位置関係図(概略)



建物間取図(概略)

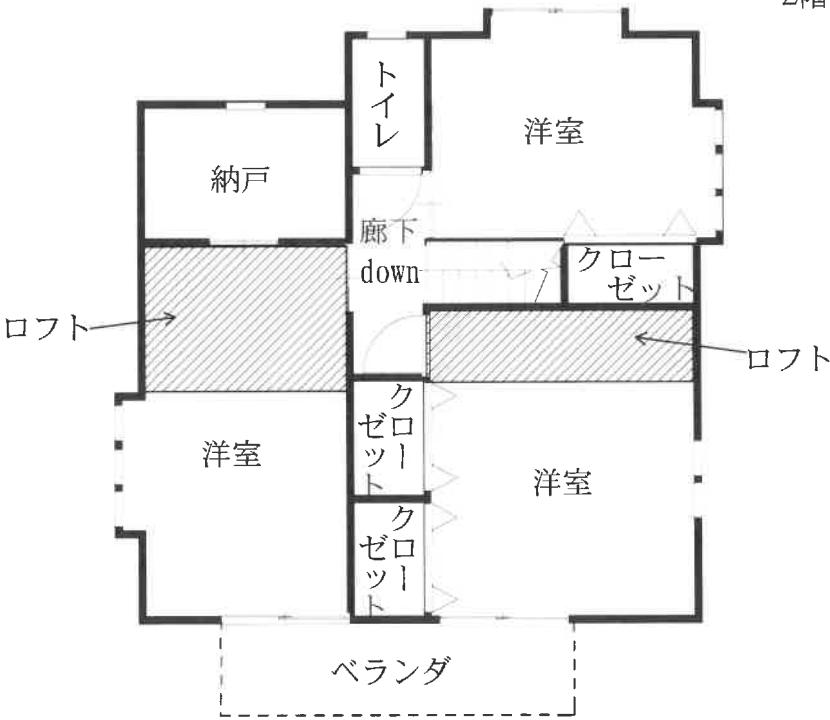


物件2

1階



2階





物件1土地

①

物件2建物



物件2建物

②

物件1土地



③

物件1土地

物件2建物



④

物件1土地

物件2建物